

## 琵琶湖森林づくり県民税の税率について

### (1) 個人県民税・法人県民税均等割の超過税率に関する考え方（懇話会提言）

懇話会では、広く県民に一定の負担を求めるることとする県民税の税率は、現行の税制度が個人と法人の負担水準に差を設けていることから、個人と法人の負担額に差を設けることが合理的と判断した上で、

- ・「3：1」という個人・法人県民税の税収割合を大枠において維持すること。
- ・法人と個人の負担額に一定の差を設けつつ、一部の者に過度な負担とならないように配慮することができること。

といった点から、個人分の超過税率は800円、法人分の超過税率は11%（下記表参照）とすることが最も妥当と考えられたところ。

<表 法人県民税均等割の超過税率>

資本金等の額による区分	標準税率(年額)	超過税率(年額)
下記以外の法人(均等割非課税法人除く)	20,000円	2,200円
1千万円超1億円以下	50,000円	5,500円
1億円超10億円以下	130,000円	14,300円
10億円超50億円以下	540,000円	59,400円
50億円超	800,000円	88,000円

### (2) 今後の琵琶湖森林づくり事業の規模

平成27年度以降の琵琶湖森林づくり事業については、

- ・「環境重視の森林づくり」、「県民協働の森林づくり」の2本柱を基本に8事業を実施してきたところであり、長期的な視点で継続的に取組を進めていくこと。

※琵琶湖森林づくり県民税の使途の基本的な考え方等についての意見（抄）

（H27.8 森林審議会 以下「付帯意見」という。）

県民税を活用した事業については、当審議会で毎年点検・評価を行い、全体として着実な成果を上げつつあるものと判断しており、今後も継続して取り組んでいくことが必要と考える。

- ・近年顕在化してきた、目的不明な森林の取得、ニホンジカ被害の増加、巨樹・巨木の保護などの新たな課題とその解決に向けた施策の実効性の確保を図るうえで、県民税の使途のあり方は重要な関わりがあり、現行税制度の考え方を基本としながら、県民税の使途を見直すことについては、必要であること。

※付帯意見（抄）

森林・林業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、現行税制度の考え方を基本としながら、県民税の使途を見直すことについては、必要と考える。

とされたことから、平成27年度予算額としては、10億42百万円、うち基金充当額は、8億54百万円としている。平成26年度の基金積立額と比較すると、1億90百万円が不足することとなり、これまでの基金累計残額から充てることになる。

### (3) 県民税の税率に係るパターン別算定

県民税の税率について、以下の3つの場合を想定して、それぞれ税率や課税額等がどのようになるか検証する。(別紙1)

- ① 今後の琵琶湖森林づくり事業規模を踏まえ、税率を引き上げる。
- ② 琵琶湖森林づくり事業の事業規模を制度創設時の6億円として、現在の納税義務者の状況を踏まえて税率の見直しを行う。
- ③ 現行の税率を維持する。

なお、超過税率の算定方法については、懇話会において、個人・法人県民税の税収割合に応じて事業費をあん分し、超過税率を求める方法が最も妥当であると考えられたことから、制度設計時の算定方法により、パターン別算定を行うこととする。

- ① 今後の琵琶湖森林づくり事業規模を踏まえ、税率を引き上げる。

	個人県民税分	法人県民税分	計
超過税率	900円	12%	—
現行超過税率との差	+100円	+1%	—
課税額	610,376千円	172,278千円	782,654千円
基金積立額※			741,173千円

※ 基金積立額は、課税額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額とする。(以下同)

- ② 琵琶湖森林づくり事業の事業規模を制度創設時の6億円として、現在の納税義務者の状況を踏まえて税率の見直しを行う。

	個人県民税分	法人県民税分	計
超過税率	700円	10%	—
現行超過税率との差	▲100円	▲1%	—
課税額	474,737千円	143,565千円	618,302千円
基金積立額			585,532千円

- ③ 現行の税率を維持する。

	個人県民税分	法人県民税分	計
超過税率	800円	11%	—
課税額	542,556千円	157,921千円	700,477千円
基金積立額			663,352千円

#### (4) 琵琶湖森林づくり県民税を取りまく状況について

県民税を取りまく状況について下記のとおり①から⑦のとおりである。

琵琶湖森林づくり事業の規模を拡充する場合は、超過税率を引き上げることも考えられるが、その県民税の見直しの際は、これらの点について考慮する必要があると考える。

##### ①琵琶湖森林づくり基金積立額（別紙2）

県民税の制度設計時と比較して、個人県民税および法人県民税の納税義務者がそれぞれ増加したことなどから、平成26年度末時点では、琵琶湖森林づくり基金（以下「基金」という。）の基金累計残額は約2億97百万円となっている。

今後の琵琶湖森林づくり事業の事業規模を平成27年度と同規模で実施する一方で、県民税の税率を維持する場合は、平成32年度までには基金が底をつく可能性もあるが、事業規模にあわせて税率を引き上げた場合は、基金累計残額は増加するものと推定される。

一方、税率を引き下げた場合は、平成30年度までに基金累計残額はなくなるものと推定される。

##### ②付帯意見と琵琶湖森林づくり事業の拡充の関係

付帯意見では、

- 県民税を活用した事業については、全体として着実な成果を上げつつあるものと判断しており、今後も継続して取り組んでいくことが必要。
- 森林・林業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、現行の税制度の考え方を基本としながら、県民税の使途を見直すことについては、必要。

といった主旨の意見があった一方で、

- 県民税事業の見直しにあたっては、当初に県民税を導入した哲学を踏まえることが基本であるとともに、事業の必要性や効果性、公益性の説明が不可欠であり、単に財源不足を理由に県民税を充当する事業を拡充すべきではない。
- 基本計画の諸施策の推進・進捗を図るために事業を拡大する際には、県民税事業の趣旨に合致したものとするとともに、県民税事業全体の規模とバランスを考慮するなど取り扱いに注意する。

といった意見もあったところ。

##### ③森林環境税を導入している他県との関係

森林環境税を導入もしくは導入を予定している37府県の状況については、資料6により示しているところ。各調査結果から、当該税を導入している県（35県）における、本県の森林環境税徴収額、人工林面積および税率の順位は、以下のとおりである。

※森林環境税徴収額および人工林面積は、岩手県、茨城県、神奈川県、和歌山県を除く

###### ◆森林環境税徴収額の順位

滋賀県 12位（人工林面積順位 29位）

・直近上位（11位） 群馬県（人工林面積順位 20位）

・直近下位（13位） 長野県（人工林面積順位 1位）

### ◆人工林面積の順位

- 滋賀県 29位（徴収額順位 12位）  
・直近上位（28位） 石川県（徴収額順位 22位）  
・直近下位（30位） 佐賀県（徴収額順位 28位）

### ◆森林環境税税率の順位

#### 個人県民税均等割超過税率

滋賀県 800円 8位（上位 1,200円 1県、1,000円 6県）  
(下位 700円 3県、500円 20県)

#### 法人県民税均等割超過税率

滋賀県 11% 1位（下位 10% 8県、8% 1県）

のことから、本県では、他県と比べて人工林面積が小さい中で森林環境税を多く徴収していることが推測される。

一方で、税充当事業における環境重視と県民協働の事業額の割合をみると、全国平均が環境重視80.8%、県民協働14.1%であるのに対し、滋賀県では環境重視64.9%、県民協働35.2%となっていることから、他県に比べて、啓発事業や森林環境学習事業等にも森林環境税を多く充当していることが推測される。

### ④近年の個人所得等に係る諸税の状況

- ・所得税： 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源確保を目的として、所得税額に2.1%を乗じた額が、平成25年から平成49年までの間、復興特別所得税として所得税に上乗せされている。
- ・住民税： 所得税と同じく、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する施策に必要な財源確保を目的として、平成26年度から平成35年度までの間、均等割の標準税率（都道府県：年額1,000円、市区町村：年額3,000円）に、都道府県および市区町村でそれぞれ年額500円、計1,000円が上乗せされている。
- ・消費税： 平成26年4月1日より、5%から8%に引き上げられた。  
(平成29年4月1日より10%に引き上げが予定されている。)

### ⑤県議会における議論

これまで、県議会において、税率の安い上乗せ、琵琶湖森林づくり県民税の一般財源化に対する懸念が示されているところで、税率の引き上げや使途の拡大については十分な協議が必要となる。

#### ※平成17年12月 県議会一般質問

新税は、この財源を一般財源化し、従来施策に充当されることがあってはならず、新たな視点に立った事業に充当すべき

#### ※平成21年7月 環境・農水常任委員会

安易に財源を求めるることは、慎重にやらないと。県民税はプラスアルファの事業に充当するという基本的な考え方をさわる、これを根こそぎさわるということになってはいけない。是非慎重に。

## ⑥最近の経済状況等との関係

県内景気については、企業の生産活動は足踏み状態にあるものの、個人消費は持ち直しつつあり、雇用情勢も改善しつつあるなど、全体としては持ち直しの動きが続いている。

しかしながら、先行きについては、海外景気の下振れなど、景気が下押しされるリスクが存在しており、今後の状況については注視していく必要があると考える。

(参考 滋賀県内経済情勢報告(平成27年6~8月期 財務省近畿財務局大津財務事務所発表))

平成27年10月判断：県内経済は、持ち直しつつある。

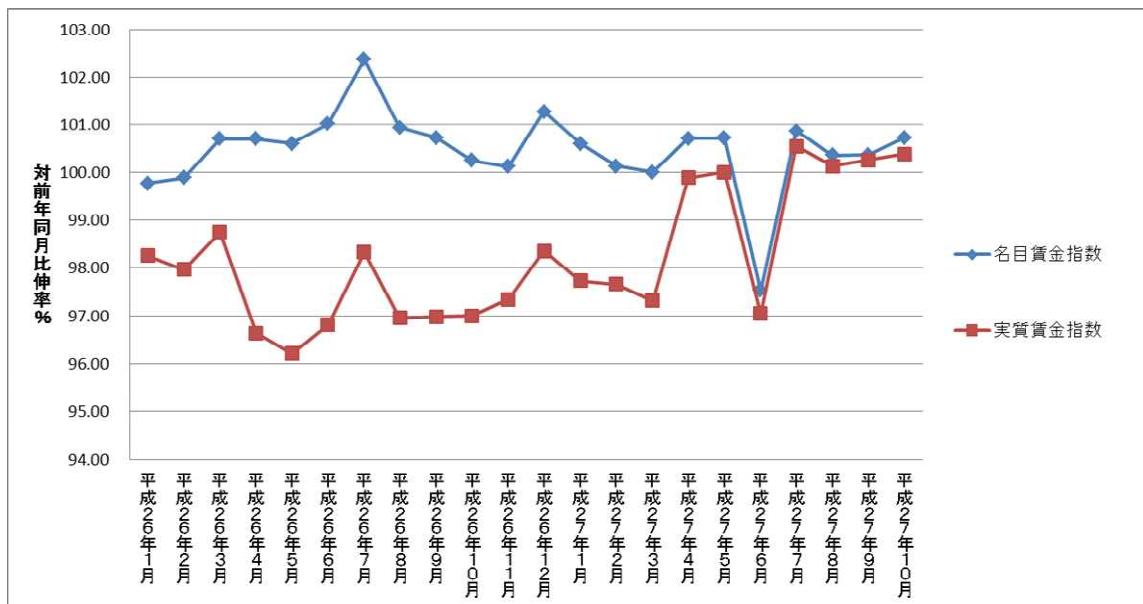
### 【総括判断のポイント】

企業の生産活動については足踏み状態が続いているものの、個人消費は持ち直しつつあり、雇用情勢も改善しつつあるなど、全体としては持ち直しの動きが続いていることから「持ち直しつつある」として前回判断を据え置いた。

先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、回復に向かうことが期待される。ただし、海外景気の下振れなど、景気が下押しされるリスクが存在しており、これらの動向を注視していく必要がある。

全国の個人の所得について、毎月勤労統計調査によると、名目賃金は平成26年3月以降対前年同月比で上昇しているが、物価上昇率を考慮した実質賃金は平成27年4月に一定持ち直してきたところである。

《表 平成22年度を基準とした賃金（現金給与総額）指数の対前年同月比伸率の推移》



※出典：毎月勤労統計調査（厚生労働省調）

## ⑦今後の個人県民税納稅義務者数

日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）によると、平成 27 年から平成 32 年にかけて本県の 15 歳以上人口は増加するものと推計されている。

『日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）  
(滋賀県)

男女計	2010 年 (平成 22 年)	2015 年 (平成 27 年)	2020 年 (平成 32 年)	2015-2020 増加率	
				5 年間	単年
15 歳以上人口	1,199,732 人	1,215,605 人	1,222,797 人	100.592%	100.118%

上記の単年増加率を基とした「個人県民税納稅義務者数推計」

2015 年 (平成 27 年)	2016 年 (平成 28 年)	2017 年 (平成 29 年)	2018 年 (平成 30 年)	2019 年 (平成 31 年)	2020 年 (平成 32 年)
678,196 人	678,998 人	679,802 人	680,606 人	681,412 人	682,218 人

## (5) 県民税の税率について

### ①税率を引き上げる場合

今後の琵琶湖森林づくり事業規模を踏まえ県民税の税率を引き上げる場合、例えば(3)

①のとおり、個人県民税で 100 円、法人県民税で 1 %引き上げることとなるが、(4) ①～⑤および⑦の点について、十分考慮する必要がある。

### ②税率を引き下げる場合

税率を引き下げるとした場合、(3)②のとおり、個人県民税で 100 円、法人県民税で 1 %引き下げるとなるが、税率引き下げにより、基金への積立額が平成 26 年度決算よりも約 76 百万円減少することから、今後の琵琶湖森林づくり事業の円滑な実施に支障を来す懸念がある。

### ③現行の税率を維持する場合

現在の税率を維持する場合、

- 個人、法人とも納稅義務者数が制度設計時よりも増加していることから、基金積立額ベースで当初想定していた事業費（6 億円）よりも約 63 百万円多くなっていること。
- 単年度で財源が不足する場合は、基金累計残額を充当することにより事業を進めることができること。

から、琵琶湖森林づくり基本計画の進捗にたちまち影響することはないとと思われる。

ただし、税率の維持について考える際にも、(4) ①～⑤および⑦の点に十分留意した上で判断することが重要と思われる。

## 琵琶湖森林づくり県民税の収支状況(平成18年度～平成26年度)

(千円)

	平成18年度 決算額	平成19年度 決算額	平成20年度 決算額	平成21年度 決算額	平成22年度 決算額	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 決算額	平成26年度 決算額	計
琵琶湖森林づくり県民税	482,673	658,934	680,333	683,064	676,689	683,022	687,979	694,383	696,402	5,943,479
個人県民税均等割分	453,349	512,062	526,905	532,109	520,124	524,214	529,999	534,963	535,987	4,669,712
法人県民税均等割分	29,324	146,872	153,428	150,955	156,565	158,808	157,980	159,420	160,415	1,273,767
基金積立額(A)	441,005	624,291	679,317	648,828	638,363	650,407	661,354	650,824	663,919	5,658,308
琵琶湖森林づくり県民税	438,800	622,100	675,600	646,100	636,700	648,900	657,500	649,200	661,700	5,636,600
寄附金	2,205	1,000	0	694	50	0	0	300	357	4,606
財産収入	0	1,191	2,386	2,034	1,613	1,507	1,435	966	826	11,958
諸収入	0	0	1,331	0	0	0	2,419	358	1,036	5,144
琵琶湖森林づくり事業費	350,941	519,975	669,285	702,830	740,431	733,650	843,085	834,432	887,280	6,281,909
国費充当	0	0	82,075	96,870	146,392	134,974	118,175	165,136	177,202	920,824
基金充当(B)	350,941	519,975	587,210	605,960	594,039	598,676	724,910	669,296	710,078	5,361,085
基金残額(A)-(B)	90,064	104,316	92,107	42,868	44,324	51,731	▲ 63,556	▲ 18,472	▲ 46,159	297,223
(累計)(5月末残高)	90,064	194,380	286,487	329,355	373,679	425,410	361,854	343,382	297,223	
基金利用率(B)/(A)	79.6	83.3	86.4	93.4	93.1	92	109.6	102.8	107	94.7
琵琶湖森林づくり県民税利用率	80.0	83.6	86.9	93.8	93.3	92.3	110.3	103.1	107.3	95.1

※ 基金積立額における琵琶湖森林づくり県民税分は、税収入確定前に見込み金額により積み立てこととなるため同額にはならない。